

電気設備保守点検業務仕様書

- 1 この契約の対象となる設備は次のとおりとする。

(1)非常用自家発電設備	1式
(2)非常用蓄電池設備	1式
(3)非常放送設備	1式

非常放送器具及び設備点検
配線点検
- 2 点検業務は、別表 点検結果報告書によるものとする。
- 3 点検の期間及び回数

自家発電設備保守点検業務	(年2回、9月と3月)
直流電源装置保守点検業務	(年1回、9月)
非常警報設備保守点検業務	(年2回、9月と3月)
- 4 点検の結果を記録し、その結果を県職員育成センター所長(以下「所長」という。)に報告するものとする。
- 5 点検時に、故障その他の事故を発見し、もしくは発生が予想される場合は、所長に報告し、双方で協議するものとする。
- 6 業務の履行後生じた不良箇所等で、明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに処置する。
- 7 消防法第17条の3の3に規定された消防署長への報告書を作成して、所長に提出するものとする。
- 8 業務履行にあたっては、「業務委託契約書」によるほか、次の各号に掲げる諸規定を遵守する。
 - (1)電気事業法
 - (2)労働安全衛生法
 - (3)消防法
- 9 業務の履行に際してはそれに適した服装とし、身分を明らかにする。また、現場環境の整備など留意し実行する。
- 10 業務にあたっては、安全管理に心がけ感電事故等のないように十分配慮して行うものとする。
- 11 受託者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。